

## 随意契約理由書

件名	(主)明石神戸宝塚線他防護柵修繕他工事	
契約の相手方	日本ロード・メンテナンス株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は六甲山の活用と活性化を目的として老朽化した道路付属物および舗装の補修を行うものである。本工事を2回(R1.11.29開札、R2.1.24開札)制限付一般競争入札に付したが、いずれも入札者がおらず、落札者決定に至らなかった。本工事は地元からの要請もあり、早期に施工する必要がある。そこで、地方自治法施工令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。なお、上記請負人は、神戸市内で各種交通安全施設工事の施工実績があるため、円滑かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局東部建設事務所	(電話番号078-854-2191)